

AI 議事録システム導入業務公募型プロポーザル実施要領

1. 経緯と目的

琴浦町（以下「本町」という）では、職員が会議や打ち合わせに携わる機会は年間を通じて多く、その記録や情報共有の手段として求められる会議録の作成に、多くの時間を費やしている。また、会議によっては終了後迅速に要旨を求められることもあるが、現状は IC レコーダーで録音した音声を複数の職員が聞き取りながら文字起こしを行うなど、業務負荷が高い状況となっている。

この解決に向け、AI 音声文字起こしツールを導入し活用することで、会議録作成に係る業務時間を削減し、業務の効率化を図る。

2. 業務概要

(1) 業務名

AI 議事録システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「AI 議事録システム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3. 提案上限額

初期導入業務（本体端末代含む）	106,480 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
月額利用料（5 ヶ月分）	165,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
合計	271,480 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4. 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達のお知らせから本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、琴浦町及び他の公共機関（国、地方公共団体等）から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達のお知らせから本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

- 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (5) 琴浦町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 提案するシステムについて、国や地方自治体への導入実績を有すること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、琴浦町競争入札参加資格申請書類を本プロポーザル参加申請を提出するまでに 6 の (2) の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 6 の (2) の場所に必ず連絡すること。

5. 日程

・ 調達公告	令和 6 年 9 月 9 日 (月)
・ 参加表明作成等質問書提出期限	令和 6 年 9 月 17 日 (火) 午後 5 時
・ 参加表明作成等質問書回答	令和 6 年 9 月 19 日 (木) までに順次回答
・ 参加表明書提出期限	令和 6 年 9 月 20 日 (金) 午後 5 時
・ 参加表明書審査結果通知	令和 6 年 9 月 24 日 (火) までに通知
・ 企画提案書作成質問書提出期限	令和 6 年 10 月 1 日 (火) 午後 5 時
・ 企画提案書作成質問書回答	令和 6 年 10 月 3 日 (木) までに順次回答
・ 企画提案書提出期限	令和 6 年 10 月 11 日 (金) 午後 5 時
・ 一次審査結果通知	令和 6 年 10 月 18 日 (月)
・ 二次審査プレゼンテーション	令和 6 年 10 月 21 日 (月) 以降を予定
・ 審査結果通知	令和 6 年 10 月下旬予定
・ システム運用開始	令和 6 年 11 月 1 日 (金)

6. 手続き等

(1) 手続き等に関する問合せ・提出先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町総務課 DX 推進室

電話:0858-52-2111 ファクシミリ:0859-49-0000 mailto:soumu@town.kotoura.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町総務課施設管理室

電話:0858-52-2111 ファクシミリ:0859-49-0000 mailto:soumu@town.kotoura.tottori.jp

(3) プロポーザル実施要領等の交付

プロポーザルに関する交付資料は、琴浦町ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和 6 年 9 月 9 日 (月) から同年 10 月 11 日 (金) までの間 (日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

6 - (1) の場所

(3) プロポーザル参加者に要求される事項

プロポーザル参加者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7. 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出書類

項番	提出書類	提出部数、留意事項
1	参加表明書【様式 1】	1 部 ※押印すること
2	公募型プロポーザル参加資格確認書【様式 2】	1 部 ※押印すること
3	会社概要及び業務実績【様式 4】	1 部 ※類似業務実績が確認できる書類の写しを添付すること
4	会社案内（パンフレット等）	1 部

(3) 提出方法

6 - (1) に記す提出先へ持参又は書留郵便による郵送（期限必着）にて提出すること。

(4) 参加表明書作成等に係る質問の取扱い

ア 質問の受付

プロポーザル参加表明に関する質問は、質問書（様式第 5 号）を作成し、電子メールを利用して提出することとし、原則として訪問や電話による質問は受け付けないものとする。なお、企画提案書作成に関する質問の提出期限は別途設けるものとするが、参加表明書提出期間中においても随時提出して構わない。

イ 提出期限

令和 6 年 9 月 17 日（火）午後 5 時まで

ウ 提出先

6 - (1) の場所

エ 質問に対する回答

質問のあった事項については、質問者に電子メールを利用して直接回答するほか、回答状況を琴浦町ホームページで令和 6 年 9 月 19 日（木）までに随時公開する。

(5) 参加表明の審査結果について、令和6年9月24日(火)までに通知する。

8. 企画提案書作成及び提出方法

(1) 企画提案書提出書類

参加表明書を提出し、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を紙媒体で提出すること。また、該当する書類をデータ化し、CD-R又はDVD-R1枚に保存したものを、併せて提出すること。

項番	提出書類及び様式	提出部数、留意事項等
1	企画提案書提出書【様式3】	1部 ※押印すること
2	企画提案書	社名有版：1部 社名無版：1部
4	価格提案書【様式6】	1部 ※押印すること

ア 提出期限

令和6年10月11日(金)午後5時まで

イ 提出方法

6-(1)に記す提出先へ持参又は書留郵便による郵送(期限必着)にて提出すること。

(2) 企画提案書作成要領

ア 30ページ以内で作成すること。(別紙はページ数に含めない)

イ 企画提案書は、目次及びページ番号を付与(表紙、目次はページ数に含めない)することとし、うち1部は提案書中に社名が表示されないよう措置すること。

ウ 原則としてA4判(縦・横の向きは不問)の両面印刷とするが、図表やリスト等についてはA3判以上(A4判に折込むこと)も可とする。

エ 文字サイズ、フォントは指定しないが、見やすいものとする。

オ 本仕様書に基づき、どのような意図で提案したのかを分かりやすく記載すること。

カ 専門知識を有しない者が理解しやすい表現とし、図や表等を適宜使用すること。

(3) 企画提案書作成等に係る質問の取扱い

ア 質問の受付

企画提案書等の作成及び提出に関する質問は、質問書(様式第5号)を作成し、電子メールを利用して提出することとし、原則として訪問や電話による質問は受け付けないものとする。

イ 提出期限

令和6年10月1日(火)午後5時まで

ウ. 提出先

6-(1)の場所

エ. 質問に対する回答

質問のあった事項については、質問者に電子メールを利用して直接回答するほか、回答状況を琴浦町ホームページで令和6年10月3日（木）までに随時公開する。

9. 第一次審査

プロポーザルへ参加表明し、かつ、琴浦町が参加資格を満たすと認めた者が3社を超えた場合は、企画提案書等について評価し、3社を選出する。ただし、参加資格を満たすと認めた者が3社を超えない場合は、全ての者が第二次審査への参加者とする。

10. 第二次審査

第二次審査への参加者として選出された者は、審査会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととし、審査会の委員は、その説明を聞いた上で、最終的な評価を行うものとする。

なお、説明の機会において、企画提案書等以外の資料を使用してもよいが、企画提案書等以外の資料及び提案内容は評価の対象とはしない。

また、プレゼンテーションの実施方法は概ね次のとおりとするが、最終的に決定されたプレゼンテーションの実施時間、場所等については、提出された書類の審査の結果とともに、令和6年10月18日（金）までに通知する。

(1) 実施時期

令和6年10月21日（月）以降を予定

(2) 場所

琴浦町役場本庁舎 または Web 会議システム（ZOOM を想定）

(3) 実施方法

プレゼンテーションは一提案につき、30分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設けることとする。

役場本庁舎でプレゼンテーションを行う場合はプロジェクター及びスクリーンのほか電源については、琴浦町が用意するものとするが、パソコンは提案者が持参すること。

オンラインでプレゼンテーションを行う場合、Web 会議には琴浦町のライセンスにより招待するが、必要なパソコン、通信回線等は提案者が準備すること。

11. 審査方法

企画提案書及び見積価格の評価は、評価要領に基づき評価を行う。なお、評価項目及び配点は下表のとおりである。

評価項目	配点（満点）
システムの機能・操作性	55点
運用・保守・サポート業務	15点
価格提案	30点

合計	100点
----	------

12. 最優秀提案者の選定及び通知

- (1) 審査会は、提案上限額の範囲内の価格提案書を提出した者であって、内容評価点、価格評価点を合計した総合点が最も高い者を最優秀提案者に選定して、琴浦町はその旨を通知する。
- (2) 最優秀提案者とならなかった者に対して、その旨を書面で通知する。なお、通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（日曜日及び土曜日を除く）に、書面（様式自由）により、最優秀提案者とならなかった理由について説明を求めることができる。

13. 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書等の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

14. 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

(2) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、提案者に帰属するものとする。ただし、琴浦町が、本件の報告のほか、説明及び公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 琴浦町は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(3) 企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

15. 情報公開の取扱い

(1) 提案者は、提出書類及び提案書が琴浦町情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。

(2) 提出書類は、琴浦町情報公開条例に規定する非開示情報に該当するものをのぞき、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、琴浦町は、提出者に無断でこのプロポー

ザル以外の用途には使用しない。

16. 留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 参加表明における参加資格確認書で宣誓した内容に虚偽があることが発覚した場合、直ちにプロポーザルへの参加資格を失うものとする。また、本業務の委託契約を締結した後においては、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので、留意すること。